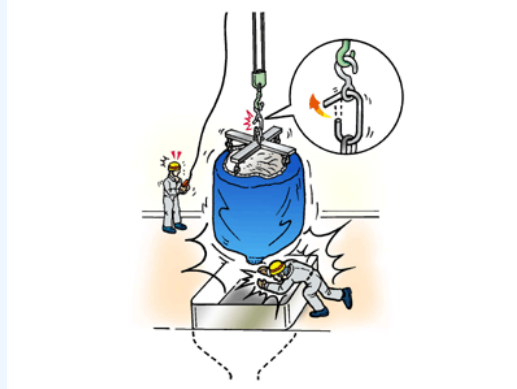


テルハを使用して運搬作業中に吊り具が破断して、つり荷が落下



業種	無機・有機化学工業製品製造業	
事業場規模	30～99人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	クレーン	
災害の種類(事故の型)	飛来、落下	
被害者数	死亡者数：1人 不休者数：0人	休業者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	老朽、疲労、使用限界	
発生要因(人)	危険感覚	
発生要因(管理)	つり荷に触れ、下に入り又は近づく	

No.100243

発生状況

この災害はポリエチレン製造工場の製品出荷場所において、ポリエチレンの入ったフレキシブルコンテナバッグをテルハを使用して運搬作業中に、吊り具のリングが破断してバッグが落下したものである。

ポリエチレンの出荷作業は構内下請Y社が請け負っている。

災害発生当日、午後になってローリー車で出荷するため、ローリー車の積み込みに使用するサイロへポリエチレンを充填する作業を行った。作業は約1tのポリエチレンの入ったバッグを専用の吊り具を使用して玉掛けし、テルハを運転してローリーサイロに通ずるホッパーの投入口の上まで運搬し、バッグの底のヒモを解いて、ポリエチレンを投入するものである。

この日の投入予定数はバッグ10個で、現場責任者Aの指揮の下、BとCの2名の作業者が作業を行った。4個目のバッグについてはBがテルハの運転を担当し、Cがバッグの底のヒモを解く作業を行うこととした。Aがホッパーの投入口の上までバッグを運搬したところで、Cがバッグの底部のヒモを解くため、吊り下げられているバッグとホッパーの間に頭を入れたとき、吊り具のリングが破断してバッグが落下した。Cはバッグとホッパーの枠に頭部を挟まれて死亡した。

原因


この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 専用の吊り具のリングの溶接部が破断し変形したことにより、吊り荷がリングから外れ落下したこと。
- 2 吊り具の作業開始前点検を実施していなかったこと。
- 3 テルハで吊り上げているバッグの下に入り作業させたこと。
- 4 無資格者がテルハの玉掛けを行ったこと。
- 5 テルハの運転者がクレーン運転業務に係る特別の教育を受けていなかったこと。

対策

この災害はポリエチレン製造工場の製品出荷場所において、ポリエチレンの入ったフレキシブルコンテナバッグをテルハを使用して運搬作業中に、吊り具のリングが破断してバッグが落下したものであるが、同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 フレキシブルコンテナバッグ専用吊り具の荷重試験を実施すること。
月例点検においてバッグ専用吊り具の荷重試験を実施する。
- 2 始業点検前において吊り具の異常の有無を確認させること。
- 3 吊り具は場所を定めて保管し指名された者以外に使用させないこと。
- 4 親会社は下請会社に機械設備を貸与する場合にはあらかじめ、点検整備するなど安全に必要な措置を実施すること。
- 5 荷の下に入らない作業方法を定めること。
- 6 玉掛け業務は玉掛け技能講習終了者に行わせること。
- 7 吊り上げ荷重5t未満のクレーンの運転者には特別教育を実施すること。
- 8 親会社は構内下請け会社との安全管理体制を整備確立すること。

 [このページを印刷する](#)

[アンケートにご協力ください](#) >

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.